

【工事経歴書及び工事種類別完成工事高表（別紙１）の記載方法について】

1. とび・土工・コンクリート工事業及び解体工事業を受審する場合 ㊤

【必要書類】

- ・ 改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事に係る工事経歴書（当該年度分及び前年度分）
※ 3年平均を選択した場合は、前々審査対象事業年度分も作成が必要
- ・ 改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の契約内容が確認できる契約書等（当該年分のみ）
- ・ 別紙 1

【工事経歴書の作成方法】

- ・ 改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事（業種コード「050」）は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けたものを記入。
※ 「とび・土工・コンクリート工事」を記入
- ・ 改正法施工後の解体工事（業種コード「290」）は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分け抜き出した、「解体工事」を記入。

【別紙１の作成方法】

- ・ 「とび・土工・コンクリート工事」（「050」）欄には、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けて作成した「とび・土工・コンクリート工事」の工事経歴書に基づき、完成工事高を記入します。
- ・ 「解体工事」（「290」）欄には、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分けた「解体工事」の工事経歴書に基づき、完成工事高を記入します。
- ・ 「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」（「300」）には、「とび・土工・コンクリート工事」（「050」）に記入した完成工事高と「解体工事」（「290」）に記入した完成工事高の合計額を記入します。
※ 「300」＝「050」＋「290」となります。

2. とび・土工・コンクリート工事業のみ受審する場合 ㊥

【必要書類】

- ・ 改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事に係る工事経歴書（当該年度分及び前年度分）
※ 3年平均を選択した場合は、前々審査対象事業年度分も作成が必要
- ・ 改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の契約内容が確認できる契約書等（当該年分のみ）
- ・ 別紙 1

【工事経歴書の作成方法】

- ・ 改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事（業種コード「050」）は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けたものを記入。
※ 「とび・土工・コンクリート工事」を記入

- ・改正法施工後の解体工事(業種コード「290」)は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分け抜き出した、「解体工事」を記入。

【別紙1の作成方法】

- ・「とび・土工・コンクリート工事」(「050」)欄には、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けて作成した「とび・土工・コンクリート工事」の工事経歴書に基づき、完成工事高を記入します。
- ・改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分けた「解体工事」の完成工事高は、作成した工事経歴書に基づき「その他」の完成工事高に含めます。
- ・「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」(「300」)欄には、「とび・土工・コンクリート工事」(「050」)に記入した完成工事高と、「解体工事」の工事経歴書に記入した完成工事高の合計額を記入します。
※「300」(「050」+「290」)の値は、完成工事高の合計額に二重計上されることのないよう、ご注意ください。

3. 解体工事のみ受審する場合 (C)

【必要書類】

- ・改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事に係る工事経歴書(当該年度分及び前年度分)
- ※3年平均を選択した場合は、前々審査対象事業年度分も作成が必要
- ・改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の契約内容が確認できる契約書等(当該年分のみ)
 - ・別紙1

【工事経歴書の作成方法】

- ・改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事(業種コード「050」)は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けたものを記入。
※「とび・土工・コンクリート工事」を記入
- ・改正法施工後の解体工事(業種コード「290」)は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分け抜き出した、「解体工事」を記入。

【別紙1の作成方法】

- ・「解体工事」(「290」)欄には、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分けて作成した「解体工事」の工事経歴書に基づき、完成工事高を記入します。
- ・改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けた改正法施後の「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高は、作成した工事経歴書に基づき「その他」の完成工事高に含めます。
- ・「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」(「300」)欄には、「解体工事」(「290」)に記入した完成工事高と、「とび・土工・コンクリート工事」

の工事経歴書に記入した完成工事高の合計額を記入します。

※「300」（「050」＋「290」）の値は、完成工事高の合計額に二重計上されることのないよう、ご注意ください。

4. 土木一式工事を受審し、とび・土工工事を土木一式工事に算入する場合 ㊦

（※とび・土工業は受審不可）

【必要書類】

・改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事に係る工事経歴書（当該年度分及び前年度分）

※3年平均を選択した場合は、前々審査対象事業年度分も作成が必要

・改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の契約内容が確認できる契約書等（当該年分のみ）

・別紙1

【工事経歴書の作成方法】

・改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事（業種コード「050」）は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」を切り分けたものを記入。

※「とび・土工・コンクリート工事」を記入

・改正法施行後の解体工事（業種コード「290」）は、改正法施行前の「とび・土工・コンクリート工事」から切り分け抜き出した、「解体工事」を記入。

【別紙1の作成方法】

・「土木工事」（「010」）欄には、「土木一式工事」の完成工事高と、改正法施行前の「とび・土工工事」から切り分けた、改正法施行後の「とび・土工工事」の完成工事高の合計を記入します。

・改正法施行前の「とび・土工工事」から切り分けた「解体工事」の完成工事高は、「その他」に含めます。

※この場合、「300」には、「290」の完成工事高のみ掲載してください。

（「050」の値は、土木一式工事に算入されているため「300」には計上しません）